



家事・育児を支援します

R7.10 作成

長崎市子育て世帯訪問支援事業

家事、育児に対して不安や負担を抱えるご家庭を、訪問支援者が訪問し、家事、育児等の支援を行います。

支援内容

- (1) 家事支援 (食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行 など)
- (2) 育児支援 (保育所等への送迎、一時的な子どもの保育 など)

ご利用 できるかた

長崎市に住所を有し、家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭（18 歳未満のお子さんがいる家庭）や妊産婦のいる家庭で、訪問支援が必要なご家庭。

※利用決定はご家庭の状況について審査を行います。ご家庭の状況によっては、他の支援サービスをご案内する場合があります。

- (例) *
- ヤングケアラーがいるご家庭
 - 多胎児がいるご家庭
 - 保護者または児童に疾病や障害があるご家庭
 - 身近に支援者がおらず精神的・身体的に負担のあるご家庭 など



利用者 負担額

世帯区分	利用者負担額	
	延べ利用時間数 ×	延べ利用件数 ×
①生活保護世帯	0 円	0 円
②市民税非課税世帯	0 円	0 円
※②のうち 1 世帯あたり 96 時間/年を超える場合 (97 時間以上)	300 円	190 円
③市民税所得割課税額 77,101 円未満世帯	0 円	0 円
※③のうち 1 世帯あたり 48 時間/年を超える場合 (49 時間以上)	600 円	370 円
④その他世帯	1,500 円	930 円

1 回の訪問につき 2 時間程度の支援を基準とします

(例) その他世帯で

1 回 (2 時間) の利用

$$\bullet \bullet 1,500 \text{ 円} \times 2 \text{ 時間} + 930 \text{ 円} \\ = 3,930 \text{ 円/回}$$

※送迎等で 2 時間を分けての利用も可能ですが、その場合の件数は、2 件とカウントします。

利用方法

① こども家庭センター（子育てサポート課）へ電話をする

担当者が、面談の日程を調整します。

② 面談を受ける

面談をしながらご家庭の状況を確認させていただきます。

支援内容（期間や回数等）について相談し、一緒にサポートプラン（支援計画）を作ります。

③ 利用申請を提出する

支援を希望される場合、利用申請書を長崎市に提出していただきます。

④ 利用の決定を受ける

支援について、長崎市でご家庭の状況をもとに審査を行い決定します。

利用が決定したら、決定通知書をお送りします。

⑤ 訪問支援を受ける

訪問支援者がご自宅に訪問して支援を行います。

⑥ 料金支払い

支援終了後、長崎市からご自宅に納付書をお送りします。

納付書が届いたら支払いをお願いします。

【注意事項】

無断でキャンセルされた場合は利用者負担額が発生しますのでご了承ください。



<お問い合わせ先> 長崎市こども家庭センター〔子育てサポート課〕（平日 8:45～17:30）

〒850-8685 長崎市魚の町 4 番 1 号 TEL095-829-1255